(目的)

第1条 この協定は、群馬県、埼玉県及び新潟県(以下「三県」という。)のいずれかの県において災害が発生した場合における三県間の相互応援の実施、又は他の都道府県で災害が発生した場合の支援における三県連携の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、三県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって三県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 三県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

- 第3条 災害時の応援の種類は、三県のうち災害が発生した県(以下「被災県」という。) において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項とす る。
- 2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

- 第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を 実施する県(以下「応援県」という。)に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより 要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
 - (1)被害の状況
 - (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
 - (3) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 三県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると 認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うもの とする。

(応援の自主出動)

- 第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を 基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報 を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。
- 2 三県は、それぞれ、連絡員の派遣を受けた場合の適切な受入れ体制を、あらかじめ整備 しておくものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県と の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(他都道府県で発生した災害への対応)

第8条 他都道府県で災害が発生し、当該被災都道府県に対して支援を行おうとする場合、 必要に応じて、三県で情報を共有し連携に努めるものとする。

(広域応援に係る共同研究)

- 第9条 三県は、大規模災害が発生した場合における広域応援等に関し、応援の円滑な実施 に必要な共同研究を実施するものとする。
- 2 前項の共同研究は、既存の広域応援計画等と整合を図るものとする。

(平素の連携)

第10条 三県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平素から連携して訓練の 実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第11条 三県は、前二条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。
- 2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、三県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及 び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成25年1月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1 群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1 埼玉県知事 上田 清司

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県知事 泉田 裕彦